

大阪府少年サポートセンターにおける大学の学外実習の受入（令和 7 年度）について

令和 7 年度の大学からの学外実習の受入について、「大阪府少年サポートセンターにおける大学の学外実習の受入に関する要領」（以下「要領」という。）に基づき、以下のとおり実施します。

■実習受入対象者

以下のすべてに該当する学生とします。

- 1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学（大学院を含む）に在籍する学生
- 2 実習成果を今後の教育研究活動に反映できる能力及び資質を有するとともに、実習を積極的に行う意思を有する者
- 3 「要領」に定める法令等遵守事項を遵守できる者

■実習内容・受入人数

大阪府少年サポートセンター（以下「センター」という。）が実施する非行少年の立ち直り支援業務の補助 若干名

～立ち直り支援事業とは～

ケースワーカーが、少年の非行の原因・背景を把握し、少年の状況や関心に応じた立ち直り支援プログラムを実施しています。

具体的には、ソーシャルスキルトレーニングやアンガーマネジメント等を用いながら面談を重ね、少年が安定した人間関係の中で非行について考えることが出来るように支援しています。また、大学生等のボランティアの協力も得て、ルールや規律の大切さを学び、再非行防止や行動改善を図るために、学習や社会貢献活動、野外活動等を実施しています。

■実習場所

大阪府福祉部子ども家庭局青少年支援課長（以下「青少年支援課長」という。）が指定するセンター

■実習期間

原則として、令和 7 年 7 月から令和 8 年 3 月までの間で、青少年支援課長が指定する期間とします。

■実習日時

原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する祝日を除く。）の午前 9 時 30 分から午後 6 時の間で青少年支援課長が指定します。（主に午後 3 時から午後 6 時までの間）

ただし、必要と認める場合には、実習日時を指定・変更することができます。

■法令等遵守事項

「要領」に基づき、誓約書を提出する必要があります。

■受入依頼締切

実習希望日の10日前（必着）

※各大学（院）から青少年支援課長への依頼書（大学の様式可）提出期限

■応募方法

【学生】

実習を希望する学生は、「要領」及び「センターの立ち直り支援事業」の趣旨・内容を理解の上、「学生の希望実習内容等を記載した書面（大学の様式可）」に必要事項を記入し、各大学の学外実習担当窓口に提出してください。

【大学】

大学は、「要領」及び「センターの立ち直り支援事業」の趣旨・内容を理解の上、「依頼書（大学の様式可）」を各大学につき一部作成し、学生から提出を受けた「学生の希望実習内容等を記載した書面（大学の様式可）」を取りまとめ、下記送付先まで郵送により提出してください。

なお、大学は、「依頼書（大学の様式可）」を作成する際、学生の希望が要領に規定する事項を満たしているかどうかを十分に確認してください。また、提出書類は返却しない旨、学生にあらかじめ了承を得てください。

■選考・実習可否

青少年支援課長は、大学から提出された依頼書をもとに実習の可否の決定を行い、その旨を大学に通知します。

■誓約書の提出、保険の加入の確認

大学は、受入の決定を受けた学生にかかる誓約書と、傷害保険及び賠償責任保険に加入していることを証明する書面（加入者証等）の写しを下記送付先まで郵送等により提出してください。

当該書面の到達をもって、受入について確定することとします。当該書面が未提出の場合は、実習生の受入はできません。

■実習先の決定

青少年支援課長は、「学生の希望実習内容等を記載した書面」を参考に事前面接（大学の学外実習担当者の同席も可。）を実施のうえ、実習を行うセンターを決定します。

■報酬等

無報酬。実習に伴うその他の経費（居住地から実習場所間の交通費、食費及び傷害保険・賠償責任保険料等）は、学生又は大学の負担とします。ただし、実習担当者の指示による他の実習を行う場所への移動に伴う実費相当額については、大阪府の負担とします。

■申込書類送付先・問い合わせ先

〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目

大阪府福祉部子ども家庭局青少年支援課非行防止対策グループ

電話 06-6941-0351（内線 4838）・ダイヤル番号 06-6944-9152